

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：帯広市下水道事業会計

事業名	公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業		
事業開始年月日	S34. 4. 1	地方公営企業法の適用・非適用	☒ 適用 ☐ 非適用
団体名※	帯広市	職員数※（H19. 4. 1現在）	26
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	137円（H18）	公営企業債現在高（百万円）	37,080（H18）
累積欠損金（百万円）	—	利益剰余金又は積立金（百万円）	112（H18）
不良債務（百万円）	—	財政力指数※	0.578（H18）
資金不足比率（％）	—	実質公債費比率※（％）	16.4（H19）
		経常収支比率※（％）	86.3（H18）

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

☐ 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 ☐ 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 ☒ 該当なし

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	帯広市下水道事業経営健全化計画
計 画 期 間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	帯広市公営企業管理者 遠山 真一
既存計画との関係	帯広市下水道事業長期経営（財政収支）見通し（H18～H27）
公表の方法等	市ホームページでの公表、議会建設委員への説明
基 本 方 針	健全な経営を基本とし、更なる行財政改革に取り組みコストの削減に努めつつ、利用者へのサービス向上や環境への負荷の軽減などを旨とする。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：帯広市下水道事業会計

事業名	公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業		
事業開始年月日	S34. 4. 1	地方公営企業法の適用・非適用	☒ 適用 ☐ 非適用
団体名※	帯広市	職員数※（H19. 4. 1現在）	26
構成団体名			

注 1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	137円（H18）	公営企業債現在高（百万円）	37,080（H18）
累積欠損金（百万円）	—	利益剰余金又は積立金（百万円）	112（H18）
不良債務（百万円）	—	財政力指数※	0.578（H18）
資金不足比率（％）	—	実質公債費比率※（％）	16.4（H19）
		経常収支比率※（％）	86.3（H18）

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

☐ 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 ☐ 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 ☒ 該当なし

注 1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	帯広市下水道事業経営健全化計画
計 画 期 間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	帯広市公営企業管理者 遠山 真一
既存計画との関係	帯広市下水道事業長期経営（財政収支）見通し（H18～H27）
公表の方法等	市ホームページでの公表、議会建設委員への説明
基 本 方 針	健全な経営を基本とし、更なる行財政改革に取り組みコストの削減に努めつつ、利用者へのサービス向上や環境への負荷の軽減などを旨とする。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利５％以上６％未満	年利６％以上７％未満	年利７％以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	0	2,443	1,382	3,825
	補償金免除額	0	574	238	811
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	0	0	0	0
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	0	903	513	1,416

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成１９年度末における年利５％以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利５％以上６％未満 （平成21年度末残高）	年利６％以上７％未満 （平成20年度末残高）	年利７％以上 （平成19年度末残高）	合 計
公 営 企 業 債	公共下水道事業債	1,472,252	2,443,428	1,381,864	5,297,544
合 計 (A)		1,472,252	2,443,428	1,381,864	5,297,544
一 般 会 計 （再掲）	※上記のうち 負担分				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)－(B)		1,472,252	2,443,428	1,381,864	5,297,544

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利５％以上６％未満 （平成21年度末残高）	年利６％以上７％未満 （平成21年度末残高）	年利７％以上 （平成20年度9月期残高）	合 計
公 営 企 業 債	公共下水道事業債	544,822	0	0	544,822
					0
					0
					0
合 計 (A)		544,822	0	0	544,822
一 般 会 計 （再掲）	※上記のうち 負担分				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)－(B)		544,822	0	0	544,822

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利５％以上６％未満 （平成20年3月期残高）	年利６％以上７％未満 （平成20年3月期残高）	年利７％以上 （平成19年度末残高）	合 計
公 営 企 業 債	公共下水道事業債	1,327,185	902,926	512,828	2,742,939
合 計 (A)		1,327,185	902,926	512,828	2,742,939
一 般 会 計 （再掲）	※上記のうち 負担分				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)－(B)		1,327,185	902,926	512,828	2,742,939

注 1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅱ 財務状況の分析

区 分	内 容
財 務 上 の 特 徴	本市の公共下水道事業は常広川処理区（単独公共）と十勝川処理区（流域関連）の2つに分けられ、下水道使用料単価は1m³当たり175.5円となり、国が定める高資本費対策の使用料単価基準である150円/m³を超える使用料を回収している状況にあります。 平成17年度下水道経営指標（総務省調べ）では、Ac1類団（公共処理人口10万人・有収水量密度区分2.5～5千m³・供用開始25年以上）の25団体中で、処理人口1人当たりの維持管理費は6,330円と一番安く、処理人口1人当たりの管理運営費（維持管理費＋資本費）は21,836円で沖縄市について2番目に安い金額となっており、人件費・維持管理費が計画的・効率的に削減されてきていることが表れています。
経 営 課 題	課 題 ① 給与水準・定員管理の適正合理化 平成19年に8月に部内に行財政改革検討委員会を設置し、組織機構の在り方も含め人員配置の適正化に取組み、平成20年度から段階的に人員削減を実行することが必要となる。 課 題 ② 維持管理費等サービス供給コストの節減合理化 人口減少、少子高齢化の影響などにより下水道使用料の増収がほとんど見込めない状況から、可能な限り維持管理費等の削減が必要となる。 課 題 ③ 資本投下の抑制 給水原価に占める資本費（減価償却費＋企業債利息）の割合を減少させるため、使用料収入に見合った借入規模を視野に入れながら、単年度の借入額を抑制し、将来の利息軽減を図ることが必要となる。 課 題 ④ 民間的経営手法等の導入 平成20年度から下水道処理施設の複数年管理委託契約（H20～H22）を実施し、平成23年度からの包括的民間委託を見据えた段階的移行期間として準備を進め、人件費を含めた更なる経費の削減が必要となる。 課 題 ⑤ 収納率の向上による不納欠損額の抑制 下水道使用料についても、水道料金の徴収と同様に、悪質な滞納者に対しては停水措置などの厳しい措置を講じながら、未収金の解消に努めひいては不納欠損額の抑制に繋がるよう、更なる徴収体制の強化が必要となる。
留 意 事 項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(1) 收益的収支、資本の収支

帯広市下水道事業会計

フォローアップ用

(単位:百万円, %)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
1. 営業活動によるキャッシュ・フロー	1,000	1,200	1,500
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー	(500)	(600)	(700)
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー	300	400	500
4. 現金・預金の増減	800	1,000	1,300
5. 現金・預金の期末残高	1,200	2,200	3,500
6. 現金・預金の期初残高	400	1,200	2,200
7. 現金・預金の平均残高	800	1,700	2,850
8. 営業活動によるキャッシュ・フローと現金・預金の平均残高の比率	125%	118%	123%

区 分			年 度		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成19年度	平成20年度	平成20年度	平成21年度	平成21年度	平成22年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度
			(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第4年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)	(計画第5年度)	
			(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(計 画)	(決 算)	(計 画)	(計 画)	(決 算)	(計 画)	(決 算)	(計 画)	(決 算)	(決 算)	(決 算)
収 益	的 収 益	1. 営 業 収 益 (A)	4,932	4,467	4,429	4,102	3,790	3,899	3,751	3,723	3,643	3,701	3,643	3,757	3,739	3,728	3,749		
		(1) 料 金 収 入	3,052	3,010	3,021	2,991	2,960	2,984	2,968	2,851	2,855	2,830	2,864	2,817	2,903	2,802	2,881		
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)																	
		(3) そ の 他	1,880	1,457	1,408	1,111	830	915	783	872	788	871	779	940	836	926	868		
		(うち基準内繰入金)	(1,642)	(1,266)	(1,232)	(944)	(669)	(733)	(590)	(706)	(614)	(716)	(612)	(787)	(646)	(788)	(634)		
		(うち基準外繰入金)	(203)	(161)	(152)	(143)	(140)	(140)	(156)	(133)	(139)	(134)	(135)	(133)	(158)	(136)	(203)		
		2. 営 業 外 収 益	67	99	116	35	47	49	48	61	27	64	68	92	93	96	101		
		(1) 補 助 金	66	99	115	35	35	48	47	61	26	64	66	92	92	95	97		
		他 会 計 補 助 金	66	99	115	35	35	48	47	61	26	64	66	92	92	95	97		
		(うち基準内繰入金)	(14)	(35)	(36)	(35)	(22)	(27)	(27)	(25)	(26)	(24)	(31)	(21)	(30)	(16)	(13)		
(うち基準外繰入金)	(52)	(64)	(79)		(13)	(21)	(20)	(36)		(40)	(35)	(71)	(62)	(79)	(84)				
(2) そ の 他	1		1		12	1	1		1		2		1		4				
収 入 計 (C)	4,999	4,566	4,545	4,137	3,837	3,948	3,799	3,784	3,670	3,765	3,711	3,849	3,832	3,824	3,850				
支 出	的 支 出	1. 営 業 費 用	2,198	2,182	2,166	2,137	2,246	2,368	2,314	2,343	2,259	2,410	2,303	2,391	2,346	2,356	2,385		
		(1) 職 員 給 与 費	281	212	217	193	182	180	180	169	167	169	163	169	179	151	166		
		基 本 給	137	104	105	93	86	85	85	78	78	78	75	78	74	57	61		
		退 職 手 当	24	17	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	40	45	50		
		そ の 他	120	91	90	78	74	73	73	69	67	69	66	69	65	49	55		
		(2) 経 費	845	861	832	823	867	1,063	983	1,014	934	1,007	972	1,013	992	981	1,008		
		動 力 費	43	41	41	39	40	48	42	48		50		50		50	43		
		修 繕 費	79	76	62	52	73	112	91	98	83	110	105	96	142	87	209		
		材 料 費	1	1	1	1	2	1	2	2	2	2	1	2	1	2	1		
		そ の 他	722	743	728	731	752	902	848	866	849	845	866	865	849	842	755		
(3) 減 価 償 却 費	1,072	1,109	1,117	1,121	1,197	1,125	1,151	1,160	1,158	1,234	1,168	1,209	1,175	1,224	1,211				
2. 営 業 外 費 用	1,871	1,784	1,687	1,558	1,469	1,397	1,393	1,255	1,198	1,166	1,033	1,070	993	1,039	937				
(1) 支 払 利 息	1,833	1,738	1,647	1,523	1,434	1,366	1,366	1,215	1,172	1,127	1,008	1,031	970	1,002	913				
(2) そ の 他	38	46	40	35	35	31	27	40	26	39	25	39	23	37	24				
支 出 計 (D)	4,069	3,966	3,853	3,695	3,715	3,765	3,707	3,598	3,457	3,576	3,336	3,461	3,339	3,395	3,322				
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	930	600	692	442	122	183	92	186	213	189	375	388	493	429	528				
特 別 利 益 (F)																			
特 別 損 失 (G)																			
特 別 損 益 (F)-(G) (H)																			
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	930	600	692	442	122	183	92	186	213	189	375	388	493	429	528				
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)																			
流 入	動 資 産 (J)		499	486	502	573	897	707	890	650	723	613	816	546	849	543	1,529		
		う ち 未 収 金	498	486	478	434	374	410	344	381	321	363	300	327	295	329	310		
流 出	動 負 債 (K)		231	216	193	174	423	166	440	159	294	226	278	145	172	107	759		
		う ち 一 時 借 入 金	42	26															
		う ち 未 払 金	86	106	105	78	359	114	235	100	117	100	178	70	120	60	727		
不 良 債 務 (L)									-450		-429		-538		-677		-770		
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)																			
不 良 債 務 比 率 ($\frac{(L)}{(A)-(B)} \times 100$)									-12		-12		-15		-18		-21		
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 (M)																			
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (N)			4,932	4,467	4,429	4,102	3,790	3,899	3,751	3,723	3,643	3,701	3,643	3,757	3,739	3,728	3,749		
資 金 不 足 比 率 ((M)/(N)×100)																			

(単位:百万円,%)

区 分		年 度		平成14年度 (計画前5年度) (決 算)	平成15年度 (計画前4年度) (決 算)	平成16年度 (計画前3年度) (決 算)	平成17年度 (計画前々年度) (決 算)	平成18年度 (計画前年度) (決 算)	平成19年度 (計画初年度) (計 画)	平成19年度 (計画初年度) (決 算)	平成20年度 (計画第2年度) (計 画)	平成20年度 (計画第2年度) (決 算)	平成21年度 (計画第3年度) (計 画)	平成21年度 (計画第3年度) (決 算)	平成22年度 (計画第4年度) (計 画)	平成22年度 (計画第4年度) (決 算)	平成23年度 (計画第5年度) (計 画)	平成23年度 (計画第5年度) (決 算)
資本的収入	資本的収入	1. 企業債	912	903	773	2,369	1,444	3,185	3,690	4,722	4,160	1,333	1,320	1,418	1,158	1,345	1,647	
		2. 他会計出資金																
		3. 他会計補助金	56	36	37	49	42	40	3	37	3	42	3	56	4	49	22	
		4. 他会計負担金		433	404	361	309	259	260	195	174	203	192	134	151	126	160	
		(うち基準内繰入金)		(394)	(364)	(318)	(267)	(222)	(222)	(174)	(174)	(192)	(192)	(121)	(138)	(111)	(145)	
		(うち基準外繰入金)		(39)	(40)	(43)	(42)	(37)	(38)	(21)		(11)		(13)	(13)	(15)	(15)	
		5. 他会計借入金																
		6. 国(都道府県)補助金	198	346	247	705	599	358	358	511	403	473	498	513	486	598	443	
		7. 固定資産売却代金																
		8. 工事負担金	4															
	9. その他	59	24	25	31	23	13	13	13	31	13	12	9	14	6	11		
	計 (A)	1,229	1,742	1,486	3,515	2,417	3,855	4,324	5,478	4,771	2,064	2,025	2,130	1,813	2,124	2,283		
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の 財源充当額 (B)																	
	純 計 (A)-(B) (C)	1,229	1,742	1,486	3,515	2,417	3,855	4,324	5,478	4,771	2,064	2,025	2,130	1,813	2,124	2,283		
	資本的支出	1. 建設改良費	1,226	1,354	1,121	1,987	1,566	1,196	1,158	1,520	1,280	1,389	1,325	1,560	1,216	1,591	1,212	
うち職員給与費		73	60	64	62	52	52	52	57	53	49	54	49	56	57	49		
2. 企業債償還金		1,966	2,113	2,151	3,034	2,244	4,071	4,578	5,502	5,013	2,304	2,300	2,257	2,257	2,244	2,837		
3. 他会計長期借入返還金		16	7	3	9													
4. 他会計への支出金																		
5. その他										5				1				
計 (D)	3,208	3,474	3,275	5,030	3,810	5,267	5,736	7,022	6,298	3,693	3,625	3,817	3,474	3,835	4,049			
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			1,979	1,732	1,789	1,515	1,393	1,412	1,412	1,544	1,527	1,629	1,600	1,687	1,661	1,711	1,766	
補てん財源	1. 損益勘定留保資金	1,277	1,377	1,386	1,430	1,715	1,744	1,744	1,811	1,711	1,796	1,734	1,656	1,818	1,677	1,980		
	2. 利益剰余金処分数	930	600	692	442	122	183	92	186	213	189	375	388	493	429	528		
	3. 繰越工事資金																	
	4. その他	40	25	20	42	30	26	26	38	32	31	29	44	27	41	28		
計 (F)	2,247	2,002	2,098	1,914	1,867	1,953	1,862	2,035	1,956	2,016	2,138	2,088	2,338	2,147	2,536			
補てん財源不足額 (E)-(F)			△ 268	△ 270	△ 309	△ 399	△ 474	△ 541	△ 450	△ 491	△ 429	△ 387	△ 538	△ 401	△ 677	△ 436	△ 770	
積立金現在高							112	122	122	183	92	186	213	189	375	388	493	
企業債現在高			41,015	39,804	38,425	37,760	37,080	36,337	36,310	35,667	35,557	34,860	34,680	34,219	33,677	33,467	32,573	
	うち建設改良費・準建設改良費に係るもの		41,015	39,804	38,425	37,760	37,080	36,337	36,310	35,667	35,557	34,860	34,680	34,219	33,677	33,467	32,573	
	うちその他に係るもの																	

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

[illegible]

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決 算)	平成15年度 (計画前4年度) (決 算)	平成16年度 (計画前3年度) (決 算)	平成17年度 (計画前々年度) (決 算)	平成18年度 (計画前年度) (決 算)	平成19年度 (計画初年度) (計 画)	平成19年度 (計画初年度) (決 算)	平成20年度 (計画第2年度) (計 画)	平成20年度 (計画第2年度) (決 算)	平成21年度 (計画第3年度) (計 画)	平成21年度 (計画第3年度) (決 算)	平成22年度 (計画第4年度) (計 画)	平成22年度 (計画第4年度) (決 算)	平成23年度 (計画第5年度) (計 画)	平成22年度 (計画第4年度) (決 算)
資金不足比率 (％) (再掲)																
料金回収率※ (％)		108.6	112.1	115.0	117.3	115.9	115.6	116.0	115.4	118.5	115.4	124.5	118.6	125.5	120.3	122.1
総収支比率(法適用) (％)		122.9	115.1	118.0	112.0	103.3	104.9	102.5	105.2	106.2	105.3	111.2	111.2	114.8	112.6	115.9
経常収支比率(法適用) (％)		122.9	115.1	118.0	112.0	103.3	104.9	102.5	105.2	106.2	105.3	111.2	111.2	114.8	112.6	115.9
営業収支比率(法適用) (％)		224.4	204.7	204.5	192.0	168.7	164.7	162.1	158.9	161.3	153.6	158.2	157.1	159.4	158.2	157.2
累積欠損金比率(法適用) (％) (再掲)																
収益の収支比率(法非適用) (％) (再掲)																
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用) (％) (再掲)																
繰入金比率	収益的収入分 (％)	38.2	33.4	33.0	27.1	22.0	23.3	20.9	23.8	21.2	24.3	21.9	26.3	23.4	26.6	24.3
	うち基準内繰入金 (％)	33.1	28.5	27.9	23.7	18.0	19.3	16.2	19.3	17.4	19.7	17.3	21.0	17.6	21.0	16.8
	うち基準外繰入金 (％)	5.1	4.9	5.1	3.5	4.0	4.1	4.6	4.5	3.8	4.6	4.6	5.3	5.7	5.6	7.5
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (％)	5.1	4.9	5.1	3.5	4.0	4.1	4.6	4.5	3.8	4.6	4.6	5.3	5.7	5.6	7.5
	うち赤字補てんのなもの (％)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	資本的収入分 (％)	0.0	0.3	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	うち基準内繰入金 (％)	0.0	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	うち基準外繰入金 (％)	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち赤字補てんのなもの (％)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／（営業収益－受託工事収益）×100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／（営業収益－受託工事収益）×100

(2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用×100

(3) 経常収支比率 (%)＝経常収益／経常費用×100

(4) 営業収支比率 (%)＝（営業収益－受託工事収益）／（営業費用－受託工事費用）×100

(5) 累積欠損金比率 (%)＝累積欠損金／（営業収益－受託工事収益）×100

(6) 収益的収支比率 (%)＝総収益／（総費用＋地方債償還金）×100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%)＝不良債務(又は実質赤字額)／（営業収益－受託工事収益）×100

(8) 繰入金比率 (%)＝収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入(又は資本的収入)×100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業（簡易水道事業を含む）、工業用水道事業及び下水道事業（下水道事業にあっては使用料回収率）について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%)＝供給単価※1／給水原価※2×100

※1 供給単価 (円／㎡)＝給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円／㎡)＝（経常費用－（受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)））／年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝（経常費用－（受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費）＋企業債償還金）／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝（総費用－（受託工事費＋基準内繰入金）＋地方債償還金）／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%)＝使用料収入／汚水処理費×100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	使用料設定の考え方は、用途別基本料金、通増型用途別従量料金の2部料金制を採用している。 使用料収入の見込は、今後人口減少や少子高齢化などにより減収傾向にあると予測され、その傾向により見込んだものです。 引き続き行財政改革等により経費を削減することで、安定的な経営基盤の確立を目指すものです。
2 他会計繰入金の見込み	他会計繰入金については、繰出基準に基づく基準内繰出金のほか、浴場使用料補助金などの政策的な基準外繰出金の2種類になりますが、汚水に係る経費は全て下水道使用料で賄うこととしているため、今後においても雨水公費・汚水私費の原則のもと、繰出基準に定めた率により算出した。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	帯広川処理区の一部は合流区域であり、雨天時に合流水が公共用水域へ流出し環境負荷の問題を是正するため、平成16年度から平成25年度までの10年間で、約31億円の合流改善事業を実施しています。 汚水の下水道整備率は98.7%に達し、道内でも上位となっていますが、この他、帯広川終末処理場施設の改修工事や処理施設の耐震対策、雨水整備による浸水対策事業など、今後計画的に実施しなければならない建設投資事業もあることから、健全経営を前提とし優先順位を決めて、安心・安全な施設づくりに努めて参りたい。また、資産売却は見込んでいない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	厳しい財政環境のもと限られた人材で最大限の効果(サービスの提供)を行うことが公営企業に求められていることや、経営課題の①である「給与水準・定員管理の適正合理化」については、事務事業の継続的な見直しなどにより、少数精鋭主義に徹した職員定数の適正化を進めるとともに、特殊勤務手当や昇給など職員等の給与・報酬のあり方等を見直しするため、平成19年8月に部内に「行財政改革、組織機構あり方検討委員会」を設置し平成20年以降の人件費等の抑制に努め、更なる経営基盤の強化を図った。なお、給与水準については平成19年4月に給与構造改革を実施済である。(課題①)
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	平成13年を基準とすると、平成14年度に5名減、平成15年度に9名減、平成17年度に2名減、平成18年度に3名減、平成19年度に1名増(H18末欠員1)、平成20年度に1名減、平成21年度に1名減、平成23年度に3名減を計画しており、この結果、平成13年度の44名から平成23年度には21名となり、平成13年度と比較すると職員数が半減し計23名の人員減となる。(課題①)
○ 給与のあり方	【一般会計に準拠】 給与制度については国公準拠を原則として取り扱っているが、必要に応じて見直しを行っている。 平成18年度に人事院勧告時に表明した給与構造改革について、実施時期を1年遅らせ平成19年度から実施してきている。(課題①)
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	【一般会計に準拠】 平成18年度に人事院勧告時に表明した給与構造改革について、実施時期を1年遅らせ平成19年度から実施してきている。 地域手当については企業会計では0%である。(課題①)
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	【一般会計に準拠】 行政職給料表(一)と(二)の合成給料表を使用している。国は行政職給料表と分けて定めているが、本市では、これからの時代に相応しい企業経営に向けて、直営とすべきコア部分を除き、労務職業務を含めて、民間活力の積極的な導入を進めるものであること、また、現段階においては、労務職であっても住民折衝などの職務があり、一概に単純労務職とはいえないこと、さらには、平成19年度から行政職・労務職の区分をなくした総合職としての採用をすすめていることから、給料表の見直しは予定していない。(課題①・④)
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	【一般会計に準拠】 退職事由が、職務中に起こったことが原因であるもの(公務上死亡・公務上傷病)、もしくは雇用者側の一方的な事情によるもの(整理退職の適用を受ける職員)である場合に、四号俸の昇給を行っている。国と同様の取扱。(課題①)
◇ 福利厚生事業のあり方	【一般会計に準拠】 地方公務員法第42条に定める厚生制度実施のため、職員福利厚生事業の実施機関として、市から職員福利厚生会へ事業の一部を委託し、市からの交付金と会員から集めた会費で運営している。交付金については市民理解が得られる事業のみに充てているが、事業全体を見直しする中で、交付金の削減を図っている。(課題①)
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	経営課題の②である「維持管理費等の節減合理化」を実行するためには、「最小の経費で最大の効果を挙げる」「常にその組織及び運営の合理化に努める」ことを基本原則として、職員一人ひとりが経営感覚をもって費用対効果を検証し、市民サービスの向上や経費の縮減等が図られるものについては、民間活力の導入も積極的に検討活用することにより、維持管理費の削減に努める。(課題②)
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	平成15年に水道事業との統合一元化を図り、スケールメリットを生かしながら、人件費などの維持管理費の削減を図ってきた。平成19年8月には部内に「行財政改革及び組織機構のあり方検討委員会」を設置し、行財政改革を行うべく鋭意検討を行った。平成20年度からは、この検討結果をもとに経費の更なる削減に努める。(課題①・②)
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	使用料の徴収業務については水道料金と同様に委託とし、民間委託を推進している。経営課題④については、処理場管理業務を、平成20年度から3年間の複数年契約による民間管理委託を実施し、平成23年度以降も見直しを図りながら、3年間の複数年契約による民間委託を継続し、効率的な運転管理や経費の縮減に努める。(課題④)

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への 引上げ、売却可能資産の処分等による歳入 の確保	本市の下水道使用料の水準については、口径20mmで1月20m³使用の場合、2,835円となり、道内10万人以上の9市の中では5番目とちょうど中間に位置しており、適正な料金水準であると考え。また、当面は売却可能な資産は発生しない見込である。 また、本市では未収金の収納率向上対策の一環として徴収体制を強化しており、不納欠損で費用化する額を減少させるよう努力している。（課題⑤）
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	本市の公共下水道の経費回収率は130%（平成22年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要 総務省調べ）であり、Ac1類型33団体中で4番目に高いことから、使用料の水準は適正であると考えている。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開 の推進と行政評価の導入	インターネットの普及などにより、的確な情報は市民生活においても有効な判断材料の一つになってきており、欠かすことのできない伝達手段となつてきていることから、市民に対し可能な限り情報を提供し、公正で透明性の高い企業運営を確保するとともに、市民と公営企業の信頼関係の構築を図る。
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	現在、決算書や業務状況の報告などにより、貸借対照表、損益計算書といった財務諸表は公開されていて、ホームページでの閲覧も可能であるが、今後においても市民に対し分かりやすい説明などにより情報提供を行うことを基本として、この健全化計画もホームページで公表をし、企業の置かれている現状を示すとともに今後の方針についても積極的に公開し、市民理解を得よう企業として努力していく。
○ 行政評価の導入	一般会計と同様に、市民に関連の深い施策や政策については、市民の満足度を高めながら成果重視の視点による事業の達成度を数値として示し事業評価の指標として導入をしている。市民生活に関連の深い施策については、予算編成の基礎資料とすることで、メリハリのある施策の推進に努め、市民の満足度が向上するように意を用いている。
5 その他	企業債利息については、経営課題③の解決策として、資本投下を抑制することにより後年次の負担軽減を図るものです。

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	職員数については、平成１３年度の４４名を基準とすると、平成１８年度末には２５名となり、この５年で１９名の削減を達成しております。平成１９年度からの今後５年間の計画においては、組織機構のあり方を見直すことで事務事業の効率化を図り、更に４名の削減を計画しており、平成２３年度末には２１名となります。 また、人件費の総額抑制についても、人勸以外で平成１７年度△２．０％、平成１８年度と△４．５％の独自削減を実施し、さらに平成１９年４月に年功序列的な昇給の是正、地域水準の反映を２つの柱として、給与構造改革を実施しました。今後においても引き続き、行財政改革を実施し人件費の総額抑制の方針を継続するのは勿論、更なる人件費の削減に努めます。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	本市の下水道事業会計では、累積欠損金は生じていないため、解消するといったことはありません。 しかしながら、経営の効率化は累積欠損金の有無に左右されるのではなく、企業として常に安定経営をしなければならない使命があることから、行財政改革、組織機構のあり方も含め、市民に理解されるためにも、たゆまぬ経営努力を続けながら、費用対効果の原則に基づき職員一人ひとりが経営感覚をもち、維持管理費の削減を含めて経営の効率化を図ります。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	本市の下水道事業に対する繰り出しには、浴場使用料の減免補助金など政策的なもののばかりであります。また、平成１１年度までは累積欠損金を抱え、平成１３年度に使用料の増額改定を行いました。 公営企業にとっては、安定経営が第一であることから、経営基盤の安定・強化を図ることを優先とし、一定額の資金を内部に留保した段階で、一般会計からの基準外繰出しの解消に努めていくよう、今後もさらなる経営努力を続けて参ります。
4 その他	企業債利息については、平成１０年度の２０億５千２百万円をピークに年々減少していきます。これは、下水道を普及させるため、一時期に多額の建設投資を行ったことが要因の１つですが、普及率が一定レベルに達した現在は企業債発行額を抑制することが、将来の金利負担を軽減することにつながり、結果的に純利益の確保をもたらすことで企業の安定経営において非常に重要となります。従って、上下水道ビジョン２０１０で定めたとおり、単年度の企業債発行額（建設改良分）はおおよそ８億円程度とし、今後の企業債利息の負担が年々減少するよう計画的な建設投資に努めます。

注１ 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

２ 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（１）から（５）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前５年間の「増減数」の合計は「計画前５年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前５年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前５年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前５年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前５年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除(見込)額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

區分	
----	--

○「経営の効率化」その他⑥の例：建設コストの縮減（上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。）、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など（記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。）

○ 組織機構見直し

「行財政改革、組織機構あり方検討会」を設置し、検討結果をまとめました。平成20年度以降は、この結果をもとに更なる効率化を図り、職員数の削減を計画的に行います。